

日本未来の党 規約

第1章 総則

第 1条（名称）

本党は、「日本未来の党」（以下「党」という）・略称「未来の党」と称する。

第 2条（主たる事務所の所在地）

本党の主たる事務所を、東京都中野区中野4-7-3に置く。

第 3条（代表者の資格と代表者）

本党の代表者の資格は「代表」とし、設立と同時に嘉田由紀子が就任する。

第 4条（目的）

本党は、党の基本理念とそれに基づく基本政策の実現を図ることを目的とする。

第2章 党員・サポーター

第 5条（党員・サポーター）

本党の党員・サポーターについては、別途定める規則に基づく。

第3章 議決機関

第 6条（大会）

本党の最高議決機関を大会とする。

- 2 大会は、党所属国会議員および幹事会で定めた者をもって構成する。
- 3 大会は、年間の活動報告・活動計画および予算・決算の承認、規約の制定・改廃、役員の選出、その他重要事項を審議し、決定する。
- 4 大会は年1回、幹事会の議を経て代表が招集する。また代表は、必要に応じて臨時大会を招集することができる。
- 5 大会は、構成員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は行使された議決権の過半数をもって決定する。
- 6 大会の議案および運営等に関し必要な事項は、幹事会において決定する。

第4章 執行機関

第 7条（代表）

本党に、代表を1名置く。

- 2 必要に応じて、共同代表を若干名置くことができる。
- 3 代表は、党を代表する最高責任者とする。
- 4 代表の選任その他については、別途定める規則に基づく。

第 8条（副代表）

本党に、副代表を5名以内置くことができる。

- 2 必要に応じて、副代表の中から代表代行を置くことができる。
- 3 副代表は、代表を補佐し、党務を遂行する。
- 4 副代表は代表が選任し、任期は1年とする。

第 9 条（幹事長）

本党に、幹事長 1 名を置く。

- 2 幹事長は代表を補佐し、党運営を統括する。
- 3 幹事長は代表が選任し、任期は 1 年とする。

第 10 条（幹事）

本党に、幹事を 10 名以内置くことができる。

- 2 幹事は幹事長を補佐し、党運営の実務にあたる。
- 3 幹事は幹事長が選任し、代表の承認を得る。
- 4 幹事の任期は 1 年とする。

第 11 条（幹事会）

本党の執行機関として、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、代表、副代表、幹事長、幹事をもって構成する。
- 3 幹事会は代表が主宰し、その要請または委任に基づき幹事長が運営する。
- 4 幹事会は、党の運営および活動にあたるとともに、党務の執行に関する事項を決定する。

第 12 条（候補者の選定手続きおよび決定機関）

衆議院議員選挙および参議院議員選挙の候補者の公認・推薦は、代表の発議に基づき幹事会で決定する。

第 5 章 財政

第 13 条（経費）

本党の経費は、党費、寄附、事業収入、政党交付金、その他収入をもって充てる。

第 14 条（予算）

本党の会計年度は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとし、幹事長は、幹事会の承認に基づき毎年度の予算を編成し、大会の承認を得なければならない。

第 15 条（決算）

幹事長は、幹事会の承認に基づき会計年度毎に会計報告を作成し、会計監査の承認を得た上で大会の承認を得なければならない。

第 16 条（会計監査）

本党に会計監査若干名を置く。

- 2 会計監査は、党の経理を監査する。
- 3 会計監査は幹事長が選任し、幹事会の承認を得ることとする。
- 4 会計監査の任期は、1 年とする。但し再任は妨げない。

附 則

第 1 条 本規約は設立時における暫定規約であり、次期大会において幹事会の発議に基づき本規約の改正を行う。

第 2 条 次期大会までの間に限り、本規約に定めなき事項は、幹事会において協議し、決定する。

施行日 平成 24 年 11 月 27 日